



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 12 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

条 例

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例……………（人事課） 1

頁

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 9 号）

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行う等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 年 1 日から施行することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 9 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（初任給、昇格及び昇給等の基準） 第 3 条の 2 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（ <u>行政職給料表の適用を受ける職員</u> でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の第 3 項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第 3 項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	（初任給、昇格及び昇給等の基準） 第 3 条の 2 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（ <u>医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうちその職務の級が 7 級で人事委員会規則で定めるもの</u> にあっては、3 号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員並びに <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の第 3 項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第 3 項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、</u>

6～9 〔略〕

（扶養手当）

第5条の3 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）～（6） 〔略〕

3 扶養手当の月額、は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき 6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第5条の4 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった

昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～9 〔略〕

（扶養手当）

第5条の3 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）～（5） 〔略〕

3 扶養手当の月額、は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき 6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第5条の4 削除

日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第5条の5 [略]

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10

(地域手当)

第5条の5 [略]

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

(6) 6級地 100分の6 (7) 7級地 100分の3 3 [略] (住居手当) 第5条の8 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) [略] (2) 第5条の10第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宮崎県職員宿舍管理規則に基づく有料の宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 [略] (通勤手当) 第5条の9 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) [略] (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道そ	3 [略] (住居手当) 第5条の8 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) [略] (2) 第5条の10第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が居住するための住宅（宮崎県職員宿舍管理規則に基づく有料の宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 [略] (通勤手当) 第5条の9 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第4項において「運賃等相当額」という。</u>） (2) [略] (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道そ
--	---

他の交通機関等（第1号において「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（特急列車等を利用しなければ人事委員会規則で定める基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、4分の3に相当する額）。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。）が3万円を超えるときは、支給単位期間につき、3万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額の合計額が3万円を超えるときは、当該職員の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 〔略〕

4～6 〔略〕

(単身赴任手当)

第5条の10 〔略〕

2 〔略〕

3 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 〔略〕

第6条の2の2 〔略〕

2 職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用

他の交通機関等（第1号及び次項において「特急列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 〔略〕

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5～7 〔略〕

(単身赴任手当)

第5条の10 〔略〕

2 〔略〕

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 〔略〕

第6条の2の2 〔略〕

2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫

を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの他の前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第7条の2 第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「対象職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2） 〔略〕

4 〔略〕

第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職の処分を受けたもの

第8条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1） 当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪につ

その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの他の前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第7条の2 第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「対象職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

（2） 〔略〕

4 〔略〕

第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの又は懲戒免職の処分を受けたもの

第8条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1） 当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪につ

いて禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2） [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（2）・（3） [略]

4～6 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第8条の11 [略]

2 第3条の2、第5条の2から第5条の4まで、第5条の6、第5条の8、第6条の2及び第6条の2の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第8条の12 管理職手当、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

いて拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2） [略]

2 [略]

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

（2）・（3） [略]

4～6 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第8条の11 [略]

2 第3条の2、第5条の2及び第5条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第8条の12 管理職手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	86	256,000	297,100	346,000	386,600					
	87	256,300	297,400	346,400	387,000					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300					
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						

	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100		
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000		
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200		
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300		
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600		
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900		
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100		
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300		
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600		
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400			
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800			
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100			
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400			
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600			
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800			
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100			
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400			
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600			
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800			
	86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700				
	87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100				
	88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500				
	89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800				
	90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200				
	91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600				
	92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000				
	93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300				
	94	308,300	330,200	356,200	391,600					
	95	309,200	331,400	357,700	392,100					
	96	310,000	332,600	359,100	392,600					
	97	310,800	333,800	360,400	393,000					
	98	311,800	335,100	361,600	393,500					
	99	312,700	336,300	362,700	394,000					
	100	313,600	337,500	363,900	394,500					

	101	314,500	338,900	365,000	394,800					
	102	315,500	339,800	366,100	395,200					
	103	316,500	340,800	367,200	395,700					
	104	317,400	341,900	368,300	396,000					
	105	318,200	343,000	369,500	396,300					
	106	318,800	344,100	370,000	396,800					
	107	319,400	345,100	370,600	397,300					
	108	320,000	346,100	371,200	397,800					
	109	320,500	347,300	371,800	398,100					
	110	321,000	348,300	372,300	398,600					
	111	321,400	349,300	372,700	399,100					
	112	321,900	350,200	373,200	399,600					
	113	322,700	351,100	373,600	399,900					
	114	323,400	352,000	374,000	400,400					
	115	324,100	353,000	374,500	400,900					
	116	324,700	354,000	375,000	401,400					
	117	325,300	355,000	375,400	401,800					
	118	326,000	355,400	375,900	402,300					
	119	326,700	356,000	376,500	402,700					
	120	327,500	356,600	377,000	403,200					
	121	328,100	356,900	377,200	403,600					
	122	328,400	357,300	377,700	404,100					
	123	328,900	357,700	378,200	404,500					
	124	329,400	358,100	378,600	405,000					
	125	329,700	358,500	379,100	405,400					
	126		358,900	379,600	405,900					
	127		359,300	380,100	406,300					
	128		359,700	380,600	406,800					
	129		360,100	380,900	407,200					
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 教育職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	

	49	273,800	328,400	395,100	445,300
	50	274,600	330,200	396,500	446,500
	51	275,300	332,000	397,900	447,700
	52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
定年前	73	292,200	365,600	425,700	
再任用	74	292,900	367,200	426,800	
短時間	75	293,600	368,800	428,000	
勤務職	76	294,200	370,300	429,000	
員以外	77	294,800	371,800	430,100	
の職員	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	
	86	301,000	383,800	437,500	
	87	301,700	385,100	437,900	
	88	302,400	386,400	438,300	
	89	303,100	387,600	438,700	
	90	304,000	388,900	439,000	
	91	304,800	390,000	439,300	
	92	305,600	391,200	439,500	
	93	306,100	392,400	439,800	
	94	306,900	393,500	440,100	
	95	307,700	394,700	440,400	
	96	308,500	395,900	440,600	
	97	309,200	397,300	440,800	
	98	310,000	398,300	441,100	
	99	310,800	399,300	441,400	
	100	311,500	400,300	441,600	

101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	
137	329,200	419,800	
138	329,400	420,100	
139	329,700	420,400	
140	330,000	420,600	
141	330,200	420,800	
142	330,400	421,100	
143	330,700	421,400	
144	330,900	421,600	
145	331,200	421,800	
146	331,400		
147	331,700		
148	332,000		
149	332,200		
150	332,400		
151	332,700		
152	333,000		

	153	333,200				
	154	333,400				
	155	333,700				
	156	334,000				
	157	334,200				
	158	334,400				
	159	334,700				
	160	335,000				
	161	335,200				
	162	335,400				
	163	335,700				
	164	336,000				
	165	336,200				
	166	336,400				
	167	336,700				
	168	337,000				
	169	337,200				
	170	337,400				
	171	337,700				
	172	338,000				
	173	338,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	
	59	271,800	318,400	389,600	
	60	272,400	318,800	390,300	
	61	273,000	319,200	390,900	
	62	273,600	319,800	391,600	
	63	274,200	320,400	392,300	
	64	274,800	321,000	393,000	
	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500	403,300	
	83	287,200	333,200	403,800	
	84	287,800	333,800	404,500	
	85	288,400	334,300	404,900	
	86	289,100	334,800	405,400	
	87	289,800	335,200	405,900	
	88	290,400	335,600	406,600	
	89	291,000	335,900	407,000	
	90	291,700	336,400	407,500	
	91	292,400	336,800	408,000	
	92	293,000	337,200	408,700	
	93	293,600	337,500	409,100	
	94	294,300	337,900	409,600	
	95	294,900	338,300	410,100	
	96	295,500	338,700	410,800	
	97	295,800	339,200	411,200	
	98	296,400	339,700		
	99	297,000	340,200		
	100	297,500	340,700		

	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 医療職給料表 (第 3 条関係)

ア 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		

	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100	
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500	
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900	
	81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300	
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600	
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000	
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		
	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		
	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		